

～御不明な点は、以下のお問い合わせ先へ御連絡ください～

内容	担当部署	電話番号
納付相談に関すること	下水道局施設部計画調整課	504-2406
口座振替に関すること (下水道事業受益者負担金、下水道事業分担金)	下水道局施設部計画調整課	504-2406
下水道事業受益者負担金及び 下水道事業分担金の賦課に関すること	下水道局施設部計画調整課	504-2406
下水道工事に関すること	・市街化区域のうち 中区、東区、南区、西区内	下水道局施設部管路課 504-2422
	・市街化区域外	504-2719
	安佐南区内(市街化区域)	安佐南区役所地域整備課 831-4561
	安佐北区内(市街化区域)	安佐北区役所地域整備課 819-3951
	安芸区内(市街化区域)	安芸区役所地域整備課 821-4942
	佐伯区内(市街化区域)	佐伯区役所地域整備課 943-9756
下水道使用料に関すること	下水道局管理部管理課	241-8258

● 滞納処分について

この督促状で指定された期限までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。

● 不服申立てについて

この処分について不服があるときは、広島市長に対し文書をもって審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したとき又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

● 処分の取消しの訴えについて

この処分の取消しの訴えは、（下水道事業分担金について、前記の審査請求に対する判決を経た後に限り、）広島市を被告（広島市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分（審査請求をしたときは、審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又は処分（審査請求をしたときは、審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

なお、下水道事業分担金について、次のいずれかに該当する場合は、審査請求の判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納付場所（下記の納付場所は、令和5年4月1日現在のものです。）
（金融機関等の名称に変更があった場合は、読み替えてください。）

◎金融機関

- 1 全店舗
（銀行）広島、伊予、愛媛、西京、山陰合同、四国、中国、鳥取、西日本シティ、百十四、みずほ、三井住友、三菱UFJ、もみじ、山口、りそな
（信託銀行）みずほ
（信用金庫）呉、広島
（信用組合）広島県、広島市、広島商銀
（農業協同組合）ひろしま、広島市
（その他）中国労働金庫、広島県信用漁業協同組合連合会
- 2 中国5県内の店舗
（銀行）ゆうちょ（郵便局含む）
- 3 広島県内の店舗
（銀行）福岡
（信用組合）朝銀西

◎広島市役所
市税事務所・税務室、区役所出張所、収納対策部

★表面にバーコードが印字されている納付書であれば
スマホアプリ納付ができます。

◎利用できるスマホアプリ
PayPay、LINE Pay、PayB

詳しくはこちら→



※ コンビニエンスストア等の店頭では、原則として
上記「スマホアプリ」を利用したお支払いはできません。

● 納付には、便利で安心な口座振替制度を御利用ください。

この制度は、金融機関があなたの指定した預金（貯金）口座から、納期限内に納付を済ませる制度です。

1 御利用いただける市の徴収金

下水道事業受益者負担金、下水道事業分担金

2 申込用紙

口座振替を希望される方には、申込用紙を送付いたしますので、下記のお問い合わせ先まで御連絡ください。

【お問い合わせ先】

下水道局施設部計画調整課 電話：082-504-2406

3 申込場所

- (1) 銀行などの預金口座を利用される場合
銀行などの金融機関（納付書裏面の納付場所参照）のうち預金口座のある店舗
- (2) ゆうちょ銀行の貯金口座を利用される場合
全国のゆうちょ銀行及び郵便局

4 お申し込みの手続き

この納付書、申込用紙、預金（貯金）通帳及び通帳使用印を持参の上、上記申込場所の窓口へお申し込みください。

● 受益者変更について

下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金の納付期間の途中で、受益者に変更があった場合は、所定の受益者変更届を提出してください。（※移転登記を行っただけでは受益者の変更になりません。）

● 延滞金の割合における年14.5％^(※)と年7.3％について

（※） 下水道事業分担金は年14.6％です。以下、同様に読み替えてください。

- 年14.5％の割合にあっては、年「14.5％」と「延滞金特例基準割合^(注)＋7.3％」のいずれか低い割合となります。
- 年7.3％の割合にあっては、年「7.3％」と「延滞金特例基準割合^(注)＋1％」のいずれか低い割合となります。

（注） 延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1％の割合を加算した割合をいいます。

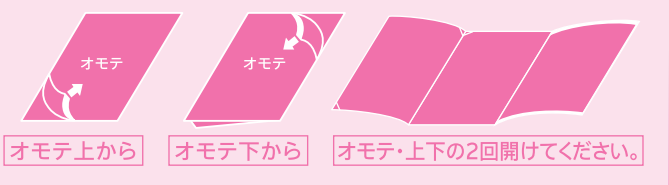
◎コンビニエンスストア等（全国各店舗）
セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ポプラ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、MMK(マルチメディアキオスク) 端末設置店（ただし、無人端末機を除く）、スリーエイト、生活彩家、くらしハウス、セイコーマート、ハマナスクラブ

- ※ 勘電算システムとコンビニエンスストア等とは
代行業務を行うための「料金収納業務契約」を結んでいます。
- ※ 以下の納付書については、コンビニエンスストア等では納付できません。
- ・バーコード印字がない
 - ・バーコードが読み取れない
 - ・金額が30万円を超えている
 - ・金額を訂正している
 - ・取扱有効期限を過ぎている

※ 納付される日によっては、表面記載の金額に延滞金を加算して納付しなければならない場合がありますが、コンビニエンスストア等では、この加算すべき延滞金を納付することができません。
納付できなかった延滞金については、改めて納付していただくことになります。

※ 領収証書及びレシートは払込の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

開け方



製作	検版	出稿①	出稿②